

なかゆくい

「省エネ法」が変わります!!

経済産業部



省エネ法とは

地球温暖化防止についての行動が高まるにつれ、「省エネルギー」「省エネ法」という言葉を耳にし、目にする機会が増えてきました。

実はこの「省エネ法」という名称は略称ではなく、「通称」です。

正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」といいます)で、石油危機を契機に1979年(昭和54年)に制定されました。

省エネ法は、「国内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的に制定されましたが、平成20年に改正され、今般、それらが完全実施されるということで、皆様方に、復習の意味も兼ねてお知らせいたします。

今回の主な改正のポイント

○指定基準の改正

①工場・事業場単位から企業単位へ

今回(平成20年5月)の改正では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、企業全体(本社、工場、支店、

営業所など)の年間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500キロリットル以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国(沖縄県内は当局が担当しています)へ届け出で、特定事業者の指定を受けなければなりません。

②特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得ます。例えば、コンビニエンスストア等の「フランチャイズチェーン」も同様で、事業全体でエネルギー管理を行う必要性が生じるということです。

フランチャイズチェーン本部が行つている事業について、約款等の取決め一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者(加盟店)を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量(原油換算値)が1,500キロリットル以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。

また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用

する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定をうることとなります。

○報告書等の提出単位の変更

エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わります。

○エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者(企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など)とエネルギー管理企画推進者(エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者)をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することで義務付けられます。



この場合、事業者全体で1,500kWh以上となるため、特定事業者として指定

[エネルギー管理の体制]

- 役員クラスのエネルギー管理統括者の選任
- 管理統括者を補佐するエネルギー管理企画推進者の選任
- エネルギー管理指定工場等ごとにエネルギー管理者等の選任

[計画策定・報告]

- 事業者単位の中長期計画書・定期報告書の提出義務



企業全体でエネルギー使用量の把握

今回の改正に伴い、企業全体でのエネルギー使用量の把握に努めていただく必要が発生いたします。

○エネルギー使用量データの記録

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。以下フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量(平成21年4月～22年3月まで)を正確に把握し、1,500キロリットル以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局(沖縄においては沖縄総合事務局経済産業部。以下同様)へ届け出なければなりません。

○ポイント

①平成21年4月から1年間、全ての工場・事業場のエネルギー使用量(原油換算値)を把握してください(例 電気・ガスについては毎月の検針票に示される使用量で把握)。

②エネルギー使用量を以下ア～ウの手順で原油換算値で換算してください。

ア. 使用した燃料・熱・ガス・電気などに全社の年間の使用量を集計してください。アの使用量に燃料の熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量(GJ)を求めた後、合計して年間に使用

ウ. イの年間の使用熱量合計(GJ)に、

0.0258(原油換算k1/GJ)を乗

じて年間のエネルギー使用量(原油換算k1)を求めます。

また、事業所ごとに各月ア～ウを行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もあります。

○合計が1,500k1以上の場合は、平成22年度に経済産業局へ届け出してください。
燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的な数値、集計用の簡易ツールはこちらのURLを参照してください。



エネルギー使用合理化シンポジウム(実務編)の開催

※燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的な数値、集計用の簡易ツールはこちらのURLを参照ください。

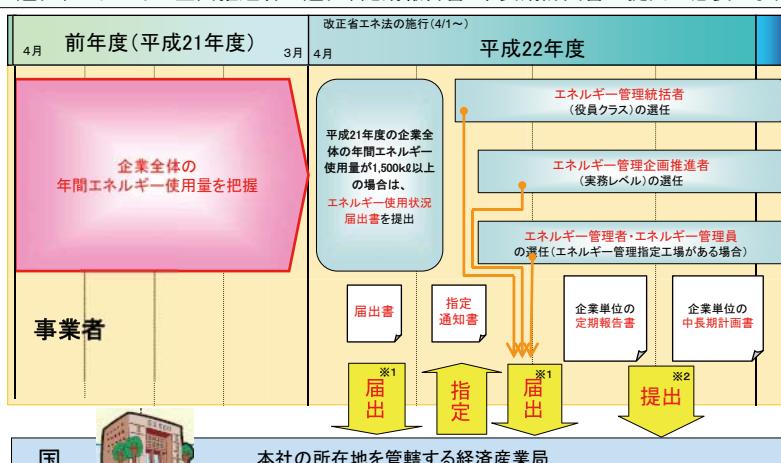
http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls



エネルギー使用合理化シンポジウムの様子

主な手続きスケジュール

▶経済産業局に使用状況届出書を届け出ると経済産業局から指定を受け、特定事業者(又は特定連鎖化事業者)となります。特定事業者(又は特定連鎖化事業者)は下図に示すとおり、エネルギー管理統括者の選任、エネルギー企画推進者の選任、定期報告書・中長期計画書の提出が必要となります。



*1届出の提出期限:エネルギー使用状況届出書…5月末(平成22年度は7月末)
定期報告書・中長期計画書…5月末(平成22年度は7月末)
エネルギー管理統括者…指定後6ヶ月以内に選任届を提出
エネルギー管理企画推進者…選任後6ヶ月以内に選任届を提出
エネルギー管理者…選任後6ヶ月以内に選任届を提出
(エネルギー管理企画推進者については、平成22年度において指定を受けられた場合、9ヶ月以内)。

*2定期報告書及び中長期計画書については経済産業局の他、事業者が設置する全ての工場等に係る事業の所管省庁にも提出。

【お問い合わせ先】 内閣府沖縄総合事務局経済産業部
環境資源課／エネルギー対策係

TEL 098-866-1757